

令和 8 年度納税通知書送付用封筒広告掲載募集要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、四日市市広告掲載要綱第 3 条の規定に基づき、市が発送する納税通知書送付用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第 2 条 広告の内容及びデザインの範囲、並びに封筒に広告を掲載することができる者は、四日市市広告掲載要綱第 4 条及び四日市市広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の規格等)

第 3 条 広告の規格等は次のとおりとし、封筒の裏面の 1 枠とする。ただし、送付予定数は実数と異なる場合がある。

封筒の種類	広告サイズ	文字色 (単色)	印刷予定枚数	左欄のうち 送付予定通数	送付 時期
市県民税・ 森林環境税	縦 73 mm 横 210 mm	緑または青	73,000 枚	約 46,000 通	6 月
固定資産税・ 都市計画税	縦 65 mm 横 80 mm	橙または緑	179,000 枚	約 153,000 通	4 月
軽自動車税 (種別割)	縦 65 mm 横 80 mm	緑	81,000 枚	約 76,000 通	5 月

- 2 広告には、広告である旨を必ず表示しなければならない。
- 3 広告を印刷した封筒の使用期間は、おおむね 1 年間とする。

(広告の申込み)

第 4 条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、「納税通知書送付用封筒広告掲載申込書（第 1 号様式）」（以下「申込書」という。）を令和 7 年 11 月 13 日（木）までに四日市市役所市民税課に提出するものとする（締切日必着）。また、申込書の広告申込み価格欄には第 6 条の最低価格以上の金額を記入するものとする。なお、申込者の住所又は所在地が四日市市外の場合は、所在する市区町村に納付すべき税について滞納がないことを証する書類（完納証明書等）を添付すること。その際の完納証明書等は、発行から 3 か月以内のものとする。

- 2 3 種類の封筒を一括して申し込むものとし、全て同じ広告主とする。ただし、封筒の種類毎に広告デザインが異なるものであっても差し支えない。

(広告代理店)

第5条 前条の申込みは、広告代理店が申込者として申し込むことができる。この場合、広告代理店は広告主について第7条第3項に規定する日までに決定するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料の最低価格は、42万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。ただし、契約決定にあたっては、広告申込み価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった広告申込み価格の110分の100に相当する金額を申込書に記載すること。

(広告掲載の決定等)

第7条 四日市市長（以下「市長」という。）は、第4条及び第5条の規定による申込書の提出があった場合、四日市市広告掲載要綱及び四日市市広告掲載基準により、広告掲載を行うことが適当であると認める者のうち、広告申込み価格が最も高い申込者を広告掲載者（以下「広告掲載者」という。）として決定するものとする。この場合において、当該広告申込価格が最も高い申込者が2者以上のときは、四日市市広告掲載基準第5条に定める優先順位に従い決定し、なお決定できないときは、抽選により決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定した広告掲載者と、広告掲載契約書を締結するものとする。

3 広告掲載者は、令和7年12月11日（木）までに、広告原稿（電子データ）に出力見本（紙媒体）を添えて四日市市役所市民税課に入稿しなければならない。なお、提出された広告原稿は返却しないものとする。

4 広告代理店が広告掲載者となった場合で、広告主の住所又は所在地が四日市市外の場合は、広告原稿を入稿する際、広告主が所在する市区町村に納付すべき税について滞納がないことを証する書類（完納証明書等）を併せて提出するものとする。その際の完納証明書等は、発行から3か月以内のものとする。

(広告内容等の審査)

第8条 市長は、前条第3項の規定による提出があったときは、その広告内容等について、四日市市広告掲載要綱第5条で規定する四日市市広告審査委員会（以下「審査会」という。）において、掲載の可否を審査するものとし、必要があると認められるときは、広告掲載者に修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載者への催告その他の

手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
 - (2) 広告掲載者が広告原稿の修正に応じないとき。
 - (3) 第11条に規定する広告掲載料を、指定する期日までに納入しないとき。
 - (4) その他、広告掲載が適切でないと審査会が判断したとき。
- 2 市は、前項の規定による取消し等により広告掲載者及び広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告原稿の費用負担等)

第10条 広告原稿の作成は、広告掲載者の責任において行い、その費用は広告掲載者が負担するものとする。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告掲載者は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

- 第12条 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、本市の都合により掲載できなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載者等の責務)

- 第13条 広告掲載者及び広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び法令等に違反していないことを、市に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害賠償請求等がなされた場合は、広告掲載者及び広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

- 第14条 広告欄下に、「本欄は広告欄であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、本欄の広告内容については四日市市が推奨するものではありません。」との文章を記載するものとする。
- 2 広告掲載者による広告掲載の取り下げのほか、広告掲載者又は広告主の責めに帰すべき事由により、封筒の作成に追加の費用が発生した場合には、その費用について広告掲載者の負担とする。
- 3 広告主は、責任の所在を明確にするために広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。ただし、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表

者を明記するものとする。また、広告主は住所又は所在地、連絡先の両方を明示すること。連絡先については固定電話とし、携帯電話やPHSのみは認めない。

- 4 広告掲載者及び広告主は、四日市市広告掲載要綱、四日市市広告掲載基準及び本要領を遵守しなければならない。
- 5 四日市市広告掲載要綱、四日市市広告掲載基準及び本要領に記載のない事項は、市長及び広告掲載者の協議により定める。

暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

第1号様式（第4条関係）

納税通知書送付用封筒広告掲載申込書

令和 年 月 日

四日市市長

申込者

所在地

名称

代表者職・氏名

電話

担当者

次のとおり広告を掲載したいので、必要事項を記して申し込みます。また、四日市市
広告掲載要綱を遵守するとともに、市税の納付状況を確認されることについて同意しま
す。

1. 広告申込み価格

円（税抜き）

2. 申込者の種別

（いずれかに○を記入してください）

広告主

広告代理店